

税の申告はお済みですか？

市・都民税、所得税の申告は

3月15日(月)までに

郵送でも申告できます

市・都民税
申告と相談は
市役所課税課
市民税係(市役所2階)へ
(内線2333~2337)

市・都民税の申告が必要な方

- (1) 16年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
- (2) 給与所得者の方でも、

次のいずれかに該当する方。
勤務先から市役所へ給与と支払報告書の提出がない方、給与を2力所以上から受けている方、15年中に退職し、16年1月1日現在就職していない方、給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市・都民税では申告をする必要があります)

前年中に収入のなかった方も申告を前年(15年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し提出してください(同居の方の扶養になっていた場合は除く)。

申告に必要なもの
申告書 源泉徴収票・収入証明書等、前年中の収入金額の分かる書類、社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書、国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書、障害者の方は障害者手帳または証明書、印鑑

申告が必要な方の確定申告
(1) 事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方など、15年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

申告が必要な方の確定申告
(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方、給与の年収が2000万円を超え、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方、給与を2力所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方

税金が戻ると確定申告をする方
(1) 医療費を多く支払った方(2) 住宅ローンなどで購入された方(3) 年の途中で退職し、再就職しなかった方(4) 災害や盗難にあった方など。

(2) 給与所得者で給与以外に所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
(3) 給与所得者の妻等で、同居の方の扶養になっていた方
(4) 15年中から継続して生活保護を受けている方

申告に必要なもの
申告書 源泉徴収票・収入証明書等、前年中の収入金額の分かる書類、社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書、国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書、障害者の方は障害者手帳または証明書、印鑑

申告が必要な方の確定申告
(1) 事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方など、15年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

申告が必要な方の確定申告
(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方、給与の年収が2000万円を超え、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方、給与を2力所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方、給与以外に収入がある方

都市計画案に関する縦覧を行います

用途地域等の見直しに伴い都市計画案の縦覧を行います。

縦覧する都市計画案 東村山都市計画用途地域および区域区分の変更案(東京都決定) 東村山都市計画防火および準防火変更案(東久留米市決定) 東村山都市計画高度地区変更案(東久留米市決定)

縦覧期間 3月9日(火)~23日(火)、ただし土曜・日曜日・祝日を除く

縦覧場所・意見書の提出先 都市計画課(市役所5階)または東京都都市計画局総務部都市計画課(都庁舎21階。ただしのみ)

詳しくは市都市計画課計画調整係 ☎70・7762へ。

バイクや軽自動車の廃車等

3月中に手続きを!



バイクや軽自動車をお持ちの方に課税される軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。使用しなくなった方、所有者が変わったバイク・軽自動車等は、3月中に取り扱い窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんのでご注意ください。

【取り扱い窓口】125cc以下のバイク・小型特殊自動車(内線2333・12332)へ。詳しくは課税課市民税係へ。

軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2、3年前から使用していません。どうしたらよいですか？

軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に課税されます。今は使用していませんが、そのままにしておくと今後課税されてしまいます。標識(原動機付自転車のみ)をお持ちの場合はそれを持参して、3月中に課税課(市役所2階)で廃車手続きを行ってください。また、盗難などで標識がない場合はその旨申し出てください。

軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2、3年前から使用していません。どうしたらよいですか？

軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に課税されます。今は使用していませんが、そのままにしておくと今後課税されてしまいます。標識(原動機付自転車のみ)をお持ちの場合はそれを持参して、3月中に課税課(市役所2階)で廃車手続きを行ってください。また、盗難などで標識がない場合はその旨申し出てください。

所得税

申告と相談は
東村山税務署へ
〒189-8555
東村山市本町1-20-22
☎042-394-6811(代)

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限定させていただきます。

- (1) 提出のみの方... 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの。
- (2) 簡易な申告の方... 給与と公的年金のみの収入の方 前記 に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方。

なお、簡易な申告の方で、市役所においていただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かるところは記載し、筆記具・計算機をご持参ください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。

住民票等自動発行機が午前8時半から利用できます

市役所1階屋内ひろばにある住民票等自動発行機は、今まで毎日午前9時~午後9時の間が利用時間でしたが、午前8時半からご利用いただけるようになりました。詳しくは市民課 ☎70・7722へ。

3月10日(午後5時~9時)は休止します
3月10日(水)の午後5時~9時の間、住民票等自動発行機は点検のため利用できませんのでご注意ください。

お気軽に無料相談

- 【専門】 予約は広報課 ☎70・7777(代)へ。
法律相談 3月17日 24日の午前10時から、市役所2階相談室
担当 弁護士 伊藤 浩一
3月11日の午前8時から、先着順に電話予約を受け付け。
登記相談 4月7日の午後1時から、市役所2階相談室。土地等の所有権移転など。担当 司法書士 4月2日の午前8時から、先着順に電話予約を受け付け。
表示登記相談 4月7日の午後1時から、市役所2階相談室。建物の新・増・改築の登記など。担当 土地家屋調査士 4月2日の午前8時から、先着順に電話予約を受け付け。
税務相談 3月10日の午後1時から、市役所2階相談室。担当 税理士 3月5日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。
人権の上相談 3月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当 人権擁護委員 3月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。
不動産相談 3月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当 宅地建物取引主任者 3月12日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。
高齢者の仕事の相談 3月3日の午後1時から、3時、5時、7時、9時の4回、市役所2階相談室。担当 高齢者就業相談所 55歳以上の方を対象(高齢者就業相談所は55歳以上)。担当 市シルバー人材センター 役員 武蔵野高齢者就業相談所職員 直接会場へ。経営相談 3月4日の午後1時、4時、市役所2階相談室。担当 市商工会経営指導員 申し込みは産業振興課労働工務係へ。
【住まい】 住宅増改築相談 3月11日の午前10時から、午後4時、市役所2階相談室。住宅の修理、改築工事一式、見積もりなど。担当 市住宅増改築等相談(あつせ) 事業登録団体協議会 直接会場へ。